

○熊本市就学援助規則〔学務課〕

平成27年12月25日

教委規則第10号

改正 平成28年11月16日教委規則第13号

平成29年9月21日教委規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒又は入学予定者の保護者等に対し、就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）を行い、保護者等の経済的負担の軽減を図ることにより、もって教育の機会均等に寄与し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（平28教委規則13・一部改正）

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 熊本市立小中学校 本市の設置する小学校又は中学校をいう。
- (2) 国立小中学校 国（法第2条第1項に規定する国をいう。以下この号において同じ。）の設置する小学校であって、本市の区域内に所在するもの（以下「国立小学校」という。）又は国の設置する中学校であって、本市の区域内に所在するもの（以下「国立中学校」という。）をいう。
- (3) 熊本県立中学校等 熊本県の設置する中学校又は中等教育学校の前期課程をいう。
- (4) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、熊本市立小中学校、国立小中学校又は熊本県立中学校等に在学する者をいう。
- (5) 入学予定者 本市の設置する小学校又は国立小学校へ翌年度の初めから就学する予定の者であって、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第2条の規定により作成した学齢簿に記載されているもの及び本市の設置する中学校、国立中学校又は熊本県立中学校等（以下この号において「指定中学校」という。）へ翌年度の初めから就学する予定の者であって、指定中学校へ就学する年度の前の年度に本市の設置する小学校又は国立小学校に在籍するものをいう。

（平28教委規則13・平29教委規則12・一部改正）

(対象者)

第3条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、児童生徒又は入学予定者の保護者等であって本市

に住所を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当する者に対し、就学援助を行うものとする。  
ただし、入学予定者の保護者等にあつては、第2号に該当する者に限る。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 前号に規定する要保護者に準じる程度に経済的に困窮しており、前年度又は当該年度において次のいずれかに該当する者
  - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた者
  - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により市町村民税が課されない者、同法第323条に規定する市町村民税の減免、同法第72条の62に規定する個人の事業税の減免又は同法第367条に規定する固定資産税の減免の決定を受けた者
  - ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条に基づく国民年金保険料の全額免除、同法第90条の2第1項に基づく国民年金保険料の4分の3免除又は同法第90条の2第2項に基づく国民年金保険料の半額免除の決定を受けた者
  - エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に規定する保険料の減免又は徴収の猶予の決定を受けた者
  - オ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給の決定を受けた者
  - カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する社会福祉事業による資金の融通を受けた者
- (3) 前2号に定めるもののほか、就学援助が必要であると委員会が認める者

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める教育委員会と協議の上、就学援助を行うことができる。

- (1) 本市に住所を有しない保護者等であつて、その児童生徒が熊本市立小中学校に在学しているもの 当該保護者等の住所の所在する市町村の教育委員会
- (2) 本市に住所を有する保護者等であつて、令第9条第1項の届出を行い、その児童又は生徒（それぞれ法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）を本市の区域外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させているもの 令第9条第2項の承諾を与えた教育委員会

(平28教委規則13・平29教委規則12・一部改正)

(就学援助の種類)

第4条 就学援助の種類は、教育長が別に定める。

(支給の調整)

第5条 保護者等のうち、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けている者に対しては、当該教育扶助を受けている部分に相当する就学援助は、行わない。

(平28教委規則13・一部改正)

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする保護者等(以下「申請者」という。)は、毎年度、就学援助申請書(以下「申請書」という。)を児童生徒の在籍する学校の校長(以下「校長」という。)を経由して、委員会に提出しなければならない。ただし、要保護者については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、申請者のうち入学予定者の保護者等は、就学する日の属する年度の前の年度に申請書を、就学する予定の学校の校長を経由して、委員会に提出しなければならない。

3 前2項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類若しくはこれらに準ずる書類又はこれらの写しを添付しなければならない。ただし、第7号に定める理由書については、原本に限る。

(1) 第3条第1項第2号アに該当する場合 保護の停止又は廃止の決定通知書

(2) 第3条第1項第2号イに該当する場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める書類

ア 地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が課されない者 市町村民税の課税の証明書

イ 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免の決定を受けた者 市町村民税の減免の決定通知書

ウ 地方税法第72条の62に規定する個人の事業税の減免の決定を受けた者 個人の事業税の減免の決定通知書

エ 地方税法第367条に規定する固定資産税の減免の決定を受けた者 固定資産税の減免の決定通知書

(3) 第3条第1項第2号ウに該当する場合 国民年金保険料の免除の決定通知書

(4) 第3条第1項第2号エに該当する場合 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予の決定通知書

(5) 第3条第1項第2号オに該当する場合 児童扶養手当に関する証書

(6) 第3条第1項第2号カに該当する場合 社会福祉事業による資金の融通の決定通知書

(7) 第3条第1項第3号に該当する場合 理由書及び次に掲げるいずれかの書類

ア 世帯全員の申請日が属する年の前年の所得が確認できる市町村民税の課税の証明書、確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。）

又は源泉徴収票（同法第226条第1項に規定する源泉徴収票をいう。）

イ 雇用保険被保険者離職票（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第7条第2項の雇用保険被保険者離職票をいう。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、経済的理由によって就学困難であることを証明できるもの

（平28教委規則13・平29教委規則12・一部改正）

（認定）

第7条 委員会は、前条の規定による申請書の提出（以下「申請」という。）があった場合において、申請者が第3条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、就学援助の認定をし、児童生徒が在籍し、又は入学予定者が就学を予定する学校の校長を経由して、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、本市の設置する小学校及び国立小学校の入学予定者については、委員会から申請者に通知するものとする。

（平28教委規則13・全改、平29教委規則12・一部改正）

（対象期間）

第8条 児童生徒の保護者等（第3条第2項の規定により就学援助を受ける者を含む。）の就学援助の対象となる期間は、申請があった日から当該年度の末日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日から当該年度の末日までとする。

(1) 申請があった日が就学援助を受けようとする年度の前年度に属する場合 当該申請があった日の属する年度の翌年度の初日

(2) 第3条第1項第2号又は第3号に該当することとなった日から1月以内（当該期間が2年度にわたる場合は、当該期間の初日の属する年度の末日まで）に申請があった場合 当該該当することとなった日

2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒が入学に際して通常必要とする学用品等に係る金銭の支給に関する入学予定者の保護者等への就学援助は、教育長が別に定める時期に行うこととする。

（平29教委規則12・全改）

（支給額の基準及び支給方法）

第9条 就学援助は、予算の範囲内において、第7条の規定による就学援助の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）に対して支給する。

2 就学援助の支給額の基準は、教育長が別に定めるものとする。

3 就学援助は、被認定者に対し、金銭又は現物を支給する方法により行う。この場合において、被認定者は、教育長が別に定める方法により、就学援助に係る請求その他の手続を校長等に委任するものとする。

4 前項の金銭による支給は、口座振替の方法により行う。ただし、教育長が必要と認めた場合は、その他の方法により支給することができる。

（平29教委規則12・一部改正）

（変更の届出等）

第10条 被認定者は、就学援助を必要としなくなったとき又は申請の内容に変更が生じたときは、校長を経由して、委員会に届け出なければならない。

（平29教委規則12・一部改正）

（就学援助の廃止）

第11条 就学援助は、次の各号のいずれかに該当するときは、廃止する。

(1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(2) 児童生徒の保護者等が就学援助を必要としなくなり、辞退の届出をしたとき。

(3) 児童生徒の保護者等が虚偽の申請その他不正な行為により就学援助の支給を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、就学援助の必要がなくなったと委員会が認めるとき。

（平28教委規則13・一部改正）

（就学援助の返還）

第12条 委員会は、次に掲げるときは、被認定者に対し、就学援助の返還を求めることができる。

(1) 前条第3号に該当するとき。

(2) 次号に規定する場合を除き、熊本市立小中学校、国立小中学校又は熊本県立中学校等に就学しなかったとき。

(3) 国立小中学校又は熊本県立中学校等の入学予定者が入学式の前日までに本市の区域内に住所を有しなくなったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が返還を要すると認めるとき。

（平28教委規則13・全改、平29教委規則12・一部改正）

(様式)

第13条 この規則の規定により必要とする様式は、教育長が別に定める。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月16日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月21日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定（同条第1項第2号に係る部分に限る。）は、平成30年4月1日から施行する。